

日米航空協議における合意の概要

平成21年12月

1. 日米航空関係の完全な自由化（オープンスカイ）

日米航空関係を完全に自由化することについて実質合意した。長年にわたる日米間の航空協議を経て、ついに「オープンスカイ」が実現したことになる。

なお、今後、双方の国内手続きを経て、来年10月の羽田空港の国際化までに、両国の大臣が正式署名することにより、上記合意内容が実施される。

今般の実質合意を受け、航空企業間の包括的業務提携に関心を有する日米両国の航空企業は、上記提携に必要となる独占禁止法適用除外（ATI）取得に向けた手続きを開始することとなる。

2. 2010年10月以降の羽田（深夜早朝）＝米国線の開設

日米双方の航空企業は、2010年10月の羽田空港の国際化後に、羽田（深夜早朝）＝米国間において、1日4便まで旅客便を運航できることとした。これにより、羽田空港の国際化がまた大きく進展することとなる。

（参考）

米国航空企業に保証できるスロット数が1日4便分に限られるため、日米航空企業の運航便数を同便数にすべきであるとの米国側の意向を踏まえ、日米双方の航空企業が運航できる便数等について一定の制約を設けることとしたものである。

なお、羽田においては、以遠便の運航も可能としているなど、便数に係る制限以外はオープンスカイの枠組みが適用されることとなる。

3. 成田空港における米国既得権の是正

成田空港における米国航空企業のスロットのシェアについて、2010年3月に予定されている成田空港の増枠時に現行の28%から25%程度に低下させ、その後も、更にシェアの低下を目指すことで日米双方の考え方の一致を見た。